

保医発0305第5号
平成30年3月5日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「指定訪問看護の利用料に係る医療費控除の適用について」の一部改正について

標記について、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件」（平成30年厚生労働省告示第48号）等が公布され平成30年4月1日より適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

別添1 「指定訪問看護の利用料に係る医療費控除の適用について」（平成12年6月8日付保険発第120号・老健109号）の一部改正について

「指定訪問看護の利用料に係る医療費控除の適用について」
(平成12年6月8日付保険発第120号・老健第109号)の一部改正について

1 1の(2)を次のように改める。

(2) その他の利用料

- ア 利用者の選定に係る指定訪問看護に要する平均的な時間（1時間30分）を超える時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）の区分01の注10に規定する長時間訪問看護加算又は区分01-2の注7に規定する長時間精神科訪問看護加算を算定する日を除く。）の提供に要する費用
- イ 利用者の選定に係る指定訪問看護ステーションが定める営業日以外の日又は営業時間以外の時間における指定訪問看護（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の区分01の注13及び区分01-2の注9に規定する夜間・早朝訪問看護加算又は深夜訪問看護加算を算定する日を除く。）の提供に要する費用
- ウ 指定訪問看護の提供に係る交通費